

## NPO 高等専修教育支援協会による宿泊費補助規程（案）

### （目 的）

第 1 条 この規程は、第 33 回全国高等専修学校体育大会における参加選手に対する宿泊費補助について定めたものである。

### （人数算出）

第 2 条 対象人員は、登録選手とマネージャーとし、民宿、ホテルチェックイン時の実員とする。

### （補助対象）

第 3 条 補助を受けられるのは、大会事務局（以下「本部」という）が指定した民宿、ホテルに宿泊した場合とする。各学校で手配した場合は補助の対象外とする。

2 宿泊民宿、ホテルの割り振りは本部で行うものとする。

### （補助額）

第 4 条 補助額は総額 1,000,000 円とし、原則として 1 泊 1,000 円を上限とする。

2 参加校宿泊費補助総額が本年度補助総額（1,000,000 円）を超えた場合は、補助総額（1,000,000 円）を総宿泊補助対象額で除した額を単価として補助額とする。

3 本部においてキャンセル代等が極力出ないように、日程に応じて宿泊人数分を確保、振り分けることとするが、減員・予定変更等によるキャンセル費用については当該宿泊校の負担とし、この場合は補助対象外とする。

### （前払いの原則）

第 5 条 宿泊希望校は、宿泊希望人数と泊数に応じて宿泊費相当額を本部に振り込むこととする。

2 本部は大会終了後、前条の方法により各校負担額を算出し、補助額決定後、各宿泊校に振り込むこととする。

### （個人的負担）

第 6 条 宿泊費以外の費用については、各宿泊校が責任をもって精算することとする。

### （生徒管理）

第 7 条 宿泊時における責任は各宿泊校が負う。従って各宿泊校は自校生徒の管理を徹底し、宿泊校間や他の宿泊者とのトラブルが起らぬよう対処することとする。

### （その他の事項）

第 8 条 この規程に定められてない事項については、特定非営利活動法人 NPO 高等専修教育支援協会（以下「NPO 協会」という）理事会で決定することとする。

2 この規程の改廃は、NPO 協会理事会の決議による。

（附 則） 1、この規程は、第 33 回大会にのみ適用する。

2、NPO 協会の会員校でない学校については本規程による補助を受けられない場合がある。